平成２７年（フ）第２２４号
釧路市新橋大通８丁目２番1303号　シャルム・サンライト３階1303
債務者　笠原みゆき（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第９１７９号
東京都新宿区西落合１丁目18―18
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２２０号
東京都台東区入谷１―14―２―602、住民票上の住所神奈川県小田原市飯泉585―25
債務者　平村　亜衣
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月25日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第６６９号
北九州市門司区矢筈町３番28号
破産者　株式会社デペッシュ北九州
1　決定年月日　平成27年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１４３６号
札幌市西区山の手７条８丁目６番15号
破産者　有限会社悠起工業
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１３号
仙台市青葉区大町１丁目２番23号　桜大町ビル501号
破産者　株式会社センセーション
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７１号
仙台市宮城野区福室３丁目３番53号
破産者　株式会社シードサービス
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７２号
仙台市宮城野区福室３丁目３番53号
破産者　株式会社シードテック
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４１号
栃木県那須塩原市大黒町５番20号　真島マンション２―408号、前住所栃木県宇都宮市上戸祭町90番地37　サンコウハイツ103号室
破産者　大河原博幸
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第８９号
千葉県匝瑳市富岡349番地２
破産者　森川　成子
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第９１号
相模原市南区新磯野175番地
破産者　株式会社エムシー・ラクーン
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１９０号
富山市野々上16番地１
破産者　株式会社蔵
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４９号
長野市大字稲葉中千田沖2059番１
破産者　西條自動車株式会社
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１９５号
名古屋市昭和区阿由知通３丁目16番地
破産者　株式会社アースデンキ
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６７４号
大阪市東淀川区東中島１丁目５番25号
破産者　株式会社ヴイ・コーポレーション
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３９５号
大阪府東大阪市南上小阪11番35号
破産者　株式会社フューチャークリエイトＹ２
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６１４号
大阪市平野区喜連１丁目７番38号、商業登記簿上の本店所在地大阪市平野区背戸口２丁目８番32―211号
破産者　有限会社キャッスル・カンパニー
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１号
岡山県新見市神郷下神代1622番地７、旧住所岡山県新見市大佐田治部76番地
破産者　川内　直樹
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所新見支部

平成２７年（フ）第６７号
福岡県久留米市国分町1430番地の12
破産者　シーホース株式会社
1　決定年月日　平成27年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第７５３号
東京都八王子市緑町29番地富士17号
破産者　柿島　英男
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０６号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字高大門651番地
破産者　第一食品株式会社
1　決定年月日　平成27年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部